

## 仕 様 書

この仕様書は、阪急茨木北口駐車場低濃度 PCB 廃棄物処分業務委託に適用する。

### 1 業務の目的

本業務は、阪急茨木北口駐車場(茨木市永代町)において発生した低濃度 PCB 廃棄物を適切に処理することを目的とし、収集運搬、最終処分までの作業を一括して実施するものである。

### 2 履行期間

契約締結日から令和8年11月30日まで

### 3 業務内容

#### (1) 対象物

低濃度 PCB 廃棄物：地下ピット底盤コンクリート

濃度：0.5mg/kg 以上 5,000mg/kg 以下 (想定)

※発注時は低濃度 PCB 廃棄物(想定)とするが、8月上旬(地下ピット内に残存する汚染土壌の搬出後)に実施する濃度調査の分析結果により、収集運搬作業及び処分費を変更協議の対象とする。

重量：80t (想定) 別図参照 比重：2.3t/m<sup>3</sup>

※分析結果により、対象物の数量に大幅な増減が生じる可能性があることから、実績に応じて、収集運搬作業及び処分費を変更協議の対象とする。

#### (2) 詰込・積込作業

破砕された地下ピット底盤コンクリート及び鉄筋を専用容器に詰込み、運搬車両へ積み込む。

※詰込み作業は、地下ピット内で行うこととする。

#### (3) 運搬作業

①「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」その他関係法令に準拠し、特別管理産業廃棄物収集運搬業許可を有する者により、排出事業所である阪急茨木北口駐車場から処分地までの収集運搬を行う。

②漏洩防止シート等により漏洩対策を行う。

#### (4) 処分先搬入作業

処分先での搬入作業にあたり、運搬管理者により作業員への指示、搬入補助等を行う。搬入回数は、15回を想定しているが、実数に応じて変更協議の対象とす

る。

(5) 輸送容器損料等

破砕されたコンクリート及び鉄筋を詰込む専用容器の損料等（フレコンバック、鉄箱等）

(6) 安全・汚染対策費

①法定緊急用品

PCB 廃棄物の運搬中に、PCB が漏洩した場合に備えて回収用工具や立入禁止措置用品等を携行すること。

②運搬計画書作成

運搬経路について、事前に監督員と協議し、「PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」に基づく運搬基準に遵守し、運搬計画書を作成すること。

③養生費

仮置き場等にブルーシート等を敷き、養生を行う。

④建設機械等洗浄

汚染物搬出時に、全ての建設機械及び資機材の洗浄を行う。

(7) 処分業務

特別管理産業廃棄物処分業許可を有する者により、低濃度 PCB 廃棄物を処分する。

4 提出書類

受注者は、契約締結後、次に掲げる書類を提出しなければならない。

・業務着手時

(1) 業務着手届

(2) 業務工程表

(3) 配置技術者届(業務経歴書及び雇用が確認できる書類も併せて提出する。)

(4) 運搬計画書

(5) 関係法令に基づく以下許可証

運搬業：特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

処分業：特別管理産業廃棄物処分業許可証

・業務完了届

(1) 業務完了届

(2) マニフェスト

(3) 写真記録

5 契約・責任分担

(1) 本業務は、収集運搬業務及び処分業務を含むが、契約は別途締結する。

(2) 最終処分工程の確保が最優先であるため、処分業者を指名するものとし、運搬業者は処分業者と適正な連携体制が確保されているものを対象とする。

6 届出手続き等

業務の着手・完了にあたり、関係公署その他の関係機関へ必要な手続きを遅延なく行うこと。

7 関係法令等の遵守

受注者は、業務の遂行にあたり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令等を遵守すること。

8 その他

本仕様書に記載されていないことについては、市監督職員と協議により定める。